

乙訓地域(向日市・長岡京市・大山崎町)以外での接種について

新型コロナワクチンの接種は原則、住民票所在地の市町村で接種を行うこととしています。これは各自治体が人口をもとに接種対象者の人数を算定し、ワクチンの供給を管理しているためです。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

以下のやむを得ない事情で住民票所在地での接種を受けることができない方は、それぞれの手続き方法で希望する市町村で接種をすることができます。

対象となるやむを得ない事情

●市町村への届出を省略することができる人

接種を受ける時点において、以下の状態にある人に限ります。接種する医療機関や施設に住所地外接種であることを申告し、接種可能かご確認ください。

- ・入院、入所者
- ・基礎疾患を持つ方が主治医のもとで接種をする場合
- ・災害による被害にあった人
- ・勾留又は留置されている人、受刑者
- ・市町村に対して申請を行うことが困難である人

●市町村に対して申請を行う必要がある人

以下の方は手続きが必要です。

- ・出産のために里帰りしている妊産婦
- ・単身赴任者
- ・遠隔地へ下宿している学生
- ・ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ・その他市町村長がやむを得ない事情があると認める人

手続き方法

接種を希望する医療機関等がある市町村に申請してください。詳しくは、接種する市町村にお問い合わせください。

例) 大山崎町に住民票がある人が、大阪府島本町の医療機関で接種する場合・・・島本町役場に申請